

シンプルクス・ジャパン・ バリューアップ・ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（交付目論見書）2011.11.1

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社までお問い合わせください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本	ファミリーファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号

設立年月日:1999年11月15日

資本金:370百万円(2011年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:820億円(2011年8月末現在)

■電話番号 03-5208-5211

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

■ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

受託会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

住友信託銀行株式会社

但し、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう「シンプルクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年10月31日に関東財務局長に提出し、2011年11月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

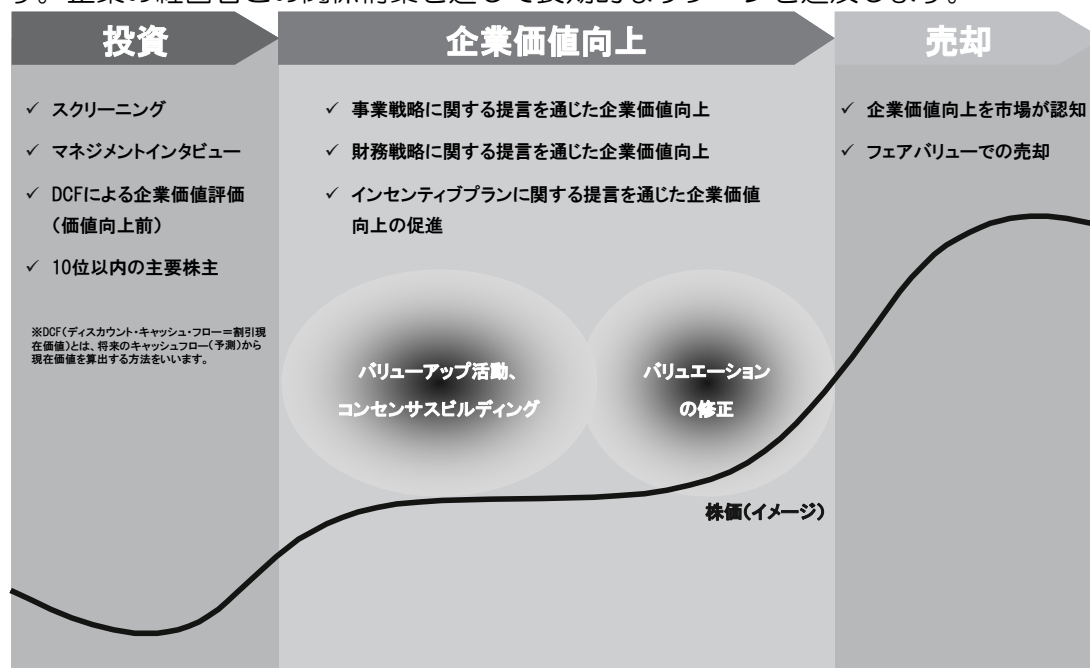
この投資信託は中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的に運用を行ないます。

ファンドの特色

シンプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

■ファンドの運用戦略

割安な状態となっている企業へ投資を行い、経営者と共に企業価値向上を図っていく投資信託です。企業の経営者との関係構築を通じて長期的なリターンを追及します。

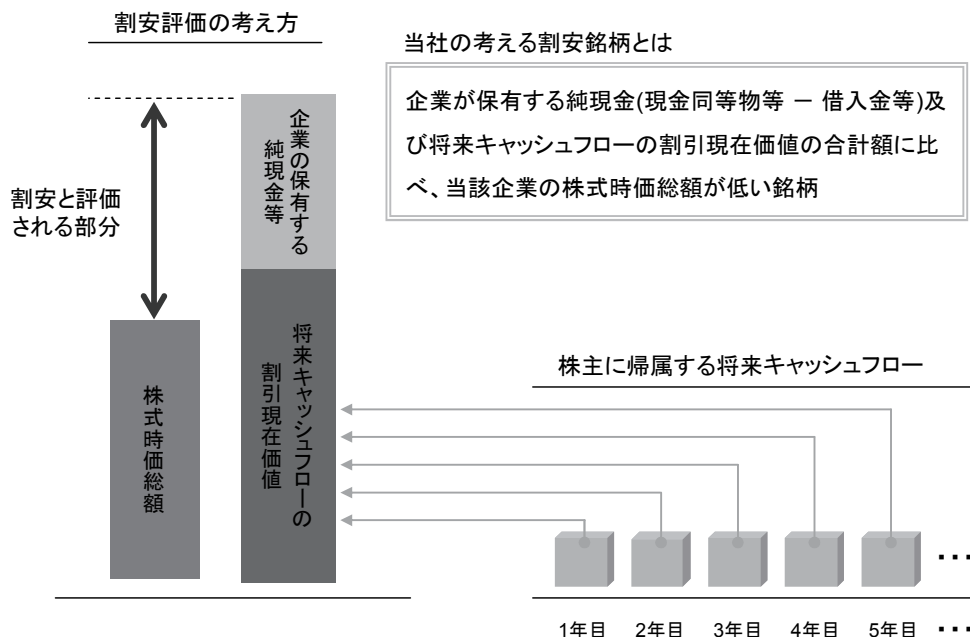


■当ファンドのバリューアップ型投資の運用プロセス

- 1 キャッシュフローと資産分析に基づいた割安銘柄の発掘
- 2 企業価値評価(バリューアップ効果を見込まずに十分魅力的な投資対象の発掘)
- 3 経営者評価(面談を通じ、企業価値向上のために協調できる投資先かを審査)
- 4 株価ドライバー分析を通じた、企業価値向上施策の特定
- 5 企業価値向上施策を実行するためのコンセンサス作り
- 6 企業価値向上のためのコミュニケーション
- 7 投資期間を通じて企業価値向上の後にフェアバリューでの売却が目標

将来の市場環境の変動等により、必ずしも上記の運用プロセスが達成できるわけではありません。したがって上記の運用プロセスが変更される場合もあります。

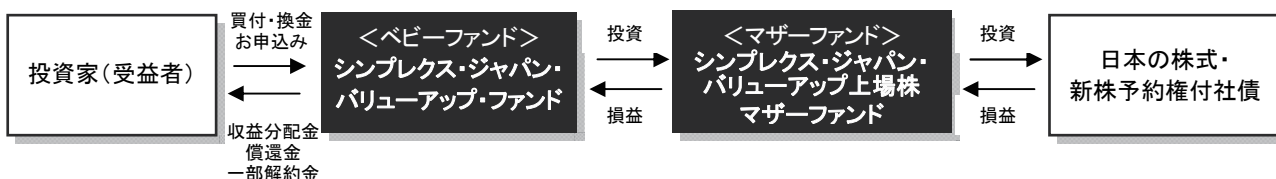
■割安な株式への投資



<ファンドの仕組み>

◆ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド(シプレクス・ジャパン・バリューアップ・ファンド)としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(シプレクス・ジャパン・バリューアップ上場株マザーファンド)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



<主な投資制限>

マザーファンドの受益証券の投資割合	マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
株式への実質投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
実質外貨建資産への投資割合	実質外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合には制限を設けません。
投資信託証券への実質投資割合	投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<分配方針>

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ①収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、収益分配金を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆ファンドの決算日

原則として毎年7月31日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に日本の株式や公社債など値動きのある有価証券にマザーファンドを通じて投資します。主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた場合には、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。また、投資信託は預貯金と異なります。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

<主な変動要因>

価格変動リスク	株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります、当ファンドの基準価額の変動要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市場動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。
派生商品リスク	先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等の派生商品取引の利用をヘッジ目的に限定しておりません。したがって、派生商品取引を活用することにより、実際の価格変動が見通しと異なった場合、損失を被るリスクがあります。
ファミリーファンド方式に起因するリスク	当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンド以外にマザーファンドへ投資するベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの追加設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドでは、毎計算期間を通じて毎日、計算日の前営業日の基準価額(当該日が決算期末の場合は、収益分配金控除前の基準価額とします。)が計算日における成功報酬計算基準を上回った場合、当該基準価額から当該成功報酬計算基準を控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額を毎計算期末ならびに信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託会社が受領します。なお、計算期間中に一部解約が行われた場合は、当該一部解約口数に相当する分の成功報酬額を含みます。

<リスクの管理体制>

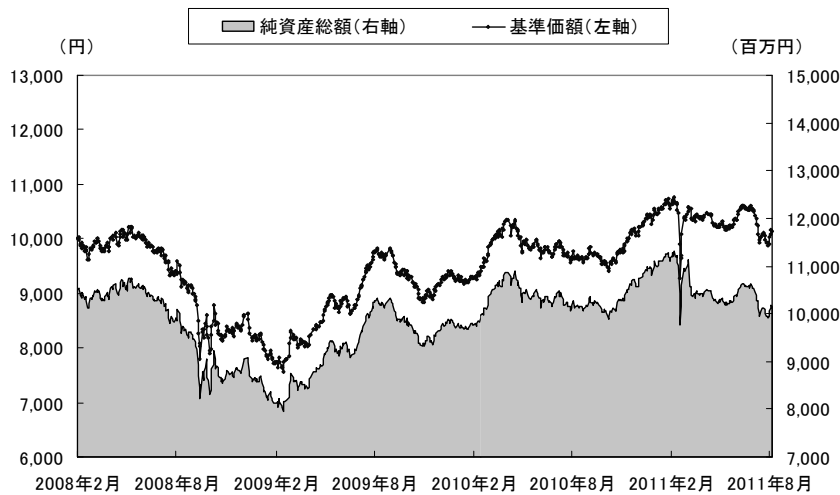
運用グループ:運用管理委員会で審議されたことをもとに、運用リスク管理の強化・改善を図ります。

リスク管理統括本部 運用管理委員会:リスク管理、法令遵守状況のモニタリング、パフォーマンス分析・評価を行い、その結果に基づき運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。

投資政策委員会:重大な法令違反や過誤ミス等が発生した場合、取締役会に報告します。

(2011年8月31日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	10,137 円
純資産総額	101.57 億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2008年7月	0 円
2009年7月	0 円
2010年8月	0 円
2011年8月	0 円
設定来累計	0 円

※分配金は税引前、1万口当たり

<主要な資産の状況>

組入資産	比率
株式	91.0%
現金・その他	9.0%

※マザーファンドの組入比率です。

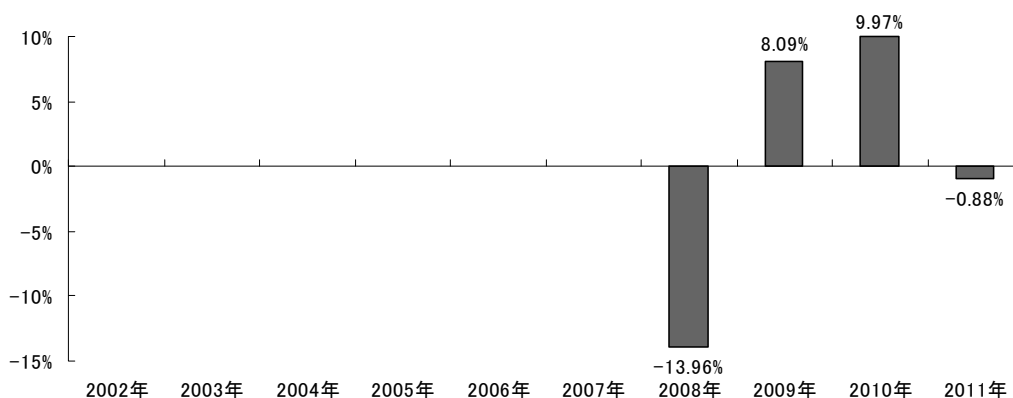
業種	比率
1 化学	38.2%
2 食料品	11.2%
3 情報・通信業	9.8%
4 機械	9.0%
5 卸売業	6.2%

※マザーファンドの対純資産比率です。

銘柄	業種	比率
1 積水樹脂	化学	14.6%
2 未来工業	化学	14.1%
3 ユタカフーズ	食料品	11.2%
4 東映アニメーション	情報・通信業	8.1%
5 ナガイレーベン	卸売業	4.1%
6 クミアイ化学工業	化学	4.0%
7 平河ヒューテック	非鉄金属	3.6%
8 ニッセイ	機械	2.9%
9 西部電機	機械	2.6%
10 福島工業	機械	2.6%

※マザーファンドの対純資産比率です。

<年間収益率の推移>



- ・2008年は設定日(2月27日)から年末までの騰落率。
- ・2011年は8月末までの騰落率。
- ・ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	1口または1円 販売会社が独自に定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 (当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 なお、換金申込可能額については、最終換金申込日の当該ファンドの総口数残高の10%を上限とし、比例配分とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	●購入申込 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 ●換金申込 毎月末5営業日間を換金申込期間とし、最終営業日の午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当月受付分とします。その翌月最終営業日を換金受付日として換金処理を行います。
購入の申込期間	平成23年11月1日から平成24年10月31日まで ※申込期間は、終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。
信託期間	平成30年7月31日まで(平成20年2月27日設定)
繰上償還	信託期間中において、この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎年7月31日(休業日のときは翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、500億円です。
公 告	委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.simplexasset.com/
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に運用報告書は作成され、知られている受益者に対して交付されます。
課税関係	当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度が適用されます。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の基準価額に 3.15% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額の 0.5%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬は以下の方法により計算される基本報酬および成功報酬を合計した金額とします。</p> <p>①基本報酬 ファンドの純資産総額に対し年 1.911% (税抜 1.82%) の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 (信託報酬の配分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">販売会社名</th> <th colspan="3">配分(年率)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UBS証券会社</td> <td>年率 1.5750% (税抜 1.50%)</td> <td>年率 0.2625% (税抜 0.25%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジャパン・ウェルス・ マネジメント証券株式会社</td> <td>年率 1.0500% (税抜 1.00%)</td> <td>年率 0.7875% (税抜 0.75%)</td> <td>年率 0.0735% (税抜 0.07%)</td> </tr> <tr> <td>SMBc日興証券株式会社</td> <td>年率 1.0500% (税抜 1.00%)</td> <td>年率 0.7875% (税抜 0.75%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率の変更に応じて変更になることがあります。</p> <p>②成功報酬 基準価額が一定の水準を超えた場合に、その超過額の 21% (税抜 20%) とします。</p>	販売会社名	配分(年率)			委託会社	販売会社	受託会社	UBS証券会社	年率 1.5750% (税抜 1.50%)	年率 0.2625% (税抜 0.25%)		ジャパン・ウェルス・ マネジメント証券株式会社	年率 1.0500% (税抜 1.00%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.0735% (税抜 0.07%)	SMBc日興証券株式会社	年率 1.0500% (税抜 1.00%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	
	販売会社名		配分(年率)																	
委託会社		販売会社	受託会社																	
UBS証券会社	年率 1.5750% (税抜 1.50%)	年率 0.2625% (税抜 0.25%)																		
ジャパン・ウェルス・ マネジメント証券株式会社	年率 1.0500% (税抜 1.00%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.0735% (税抜 0.07%)																	
SMBc日興証券株式会社	年率 1.0500% (税抜 1.00%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)																		
その他費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産に関する租税、信託事務等の諸費用、監査報酬および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・監査費用、管理・運営に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等をファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 (その他の費用については、運用状況および資産規模等により変動しますので、事前に料率、上限等の記載をすることはできません。) 																			

※当該手数料等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ・上記は、2011年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
 - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

Simplex

Asset Management